

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 9

処 分 名	道の駅利用料金承認申請書	
処 分 の 概 要	利用料金の額の承認をする。	
根 拠 法 令 名	松山市道の駅条例(平成16年条例第89号)	
条 項	第12条第2項	
所 管 課	地域経済課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		14日
標 準 処 理 期 間	計	14日
判 断 基 準	松山市道の駅条例施行規則第7条を基準とする。	
<p>【根拠法令等】 <松山市道の駅条例> (利用料金) 第12条 使用者は、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。 2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。承認を得た金額を変更しようとするときも、同様とする。 (別表省略)</p> <p><松山市道の駅条例施行規則> (利用料金の承認) 第7条 条例第12条第2項の規定により利用料金の額の承認を受けようとする指定管理者は、道の駅利用料金承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、利用料金の額を承認したときは、道の駅利用料金承認書(様式第9号)を指定管理者に交付する。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。